

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>（この規則の適用）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち同条第五項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第三十八条の三に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。以下「中間財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第五章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（この規則の適用）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の五第五項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第三十八条の三に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。以下「中間財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第五章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 (略)</p>

第二条 外国会社（財務諸表等規則第一条の二に規定する外国会社をいう。以下同じ。）が提出する財務書類のうち、中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによるものとする。

（定義）

第二条の二（略）

一 中間財務諸表提出会社 法の規定により中間財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。

二（四）（略）

五 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第七十一条及び第七十三条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。以下同じ。）の合計額をいう。

六 デリバティブ取引 財務諸表等規則第十四項に規定する取引をいう。

七 売買目的有価証券 財務諸表等規則第二十項に規定する有価証券をいう。

八 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第二十一項に規定する債券をいう。

九 その他有価証券 財務諸表等規則第八条第二十二項に規定する有価証券をいう。

第二条 外国会社（財務諸表等規則第一条の二に規定する外国会社をいう。以下同じ。）が提出する財務書類のうち、中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、第五章の定めるところによるものとする。

（定義）

第二条の二（略）

一 中間財務諸表提出会社 法の規定により中間財務諸表を提出すべき会社（指定法人を含む。以下同じ。）をいう。

二（四）（略）

五 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第六十条及び第六十二条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。以下同じ。）の合計額をいう。

六 デリバティブ取引 財務諸表等規則第十三項に規定する取引をいう。

七 売買目的有価証券 財務諸表等規則第十九項に規定する有価証券をいう。

八 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第二十項に規定する債券をいう。

九 その他有価証券 財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する有価証券をいう。

十・十一 (略)

十二 自社株式オプション 財務諸表等規則第八条第二十五項に規定する自社株式オプションをいう。

十三 ストック・オプション 財務諸表等規則第八条第二十六項に規定するストック・オプションをいう。

十四 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業結合をいう。

十五 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。

十六 被取得企業 財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する企業をいう。

十七 存続会社 財務諸表等規則第八条第三十項に規定する会社をいう。

十八 結合企業 財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。

十九 被結合企業 財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。

二十 結合後企業 財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する企業をいう。

二十一 結合当事企業 財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する企業をいう。

二十二 パーチェス法 財務諸表等規則第八条第三十五項に規定する方法をいう。

十・十一 (略)

十二 自社株式オプション 財務諸表等規則第八条第二十四項に規定する自社株式オプションをいう。

十三 ストック・オプション 財務諸表等規則第八条第二十五項に規定するストック・オプションをいう。

十四 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十六項に規定する企業結合をいう。

十五 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業をいう。

十六 被取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。

十七 存続会社 財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する会社をいう。

十八 結合企業 財務諸表等規則第八条第三十項に規定する企業をいう。

十九 被結合企業 財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。

二十 結合後企業 財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。

二十一 結合当事企業 財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する企業をいう。

二十二 パーチェス法 財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する方法をいう。

二十三 持分プーリング法 財務諸表等規則第八條第三十六項に規定する方法をいう。

二十四 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八條第三十七項に規定する共通支配下の取引等をいう。

二十五 事業分離 財務諸表等規則第八條第三十八項に規定する事業分離をいう。

二十六 分離元企業 財務諸表等規則第八條第三十九項に規定する企業をいう。

二十七 分離先企業 財務諸表等規則第八條第四十項に規定する企業をいう。

(中間財務諸表作成の一般原則)

第三條 中間財務諸表は、中間会計期間に係る中間財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して、有用な情報を提供するものでなければならない。

2 3 (略)

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の記載)

第四條 中間財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他中間 財務諸表作成のための基本となる重要な事項で、次の各号に掲げる事項は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一 四 (略)

二十三 持分プーリング法 財務諸表等規則第八條第三十五項に規定する方法をいう。

二十四 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八條第三十六項に規定する共通支配下の取引等をいう。

二十五 事業分離 財務諸表等規則第八條第三十七項に規定する事業分離をいう。

二十六 分離元企業 財務諸表等規則第八條第三十八項に規定する企業をいう。

二十七 分離先企業 財務諸表等規則第八條第三十九項に規定する企業をいう。

(中間財務諸表作成の一般原則)

第三條 中間財務諸表は、中間会計期間に係る当該会社(指定法人を含む。以下同じ。)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して、有用な情報を提供するものでなければならない。

2 3 (略)

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の記載)

第四條 中間財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他中間 財務諸表作成のための基本となる重要な事項で、次の各号に掲げる事項は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一 四 (略)

(削る)

五| ヘッジ会計(財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計
処理をいう。以下同じ。)の方法

六| (略)

七| (略)

(重要な後発事象の注記)

第五条の二 中間貸借対照表日後、中間財務諸表提出会社の当該中間
財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間
を除く。)以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象
(以下「重要な後発事象」という。)が発生したときは、当該事象
を注記しなければならない。

(リース取引に関する注記)

第五条の三 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引につい
て準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸
表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第一項
第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「
当中間会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五
年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内
の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表
日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「
一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以

五| リース取引の処理方法

六| ヘッジ会計(財務諸表等規則第八条の二第九号に規定する会計
処理をいう。以下同じ。)の方法

七| (略)

八| (略)

(重要な後発事象の注記)

第五条の二 中間貸借対照表日後、当該会社の当該中間財務諸表に係
る中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。)以
降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要
な後発事象」という。)が発生したときは、当該事象を注記しなけ
ればならない。

(リース取引に関する注記)

第五条の三 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引につい
て準用する。この場合において、同条中「当該事業年度」とあるの
は「当該中間会計期間」と、「貸借対照表」とあるのは「中間貸借
対照表」と読み替えるものとする。

内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

(有価証券に関する注記)

第五条の四 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

三 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類(株式及び債券等)をいう。)ごとの次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

2 (略)

3 第一項(同項第二号を除く。)及び前項に定める事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(デリバティブ取引に関する注記)

第五条の五 デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)については、取引の対象物の種類(通貨、金利、株式、債券及び商品等)をいう。)ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(有価証券に関する注記)

第五条の四 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

三 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類(株式及び債券等)ごとの次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

2 (略)

3 第一項(同項第二号を除く。)及び前項に定める事項は、中間財務諸表の提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(デリバティブ取引に関する注記)

第五条の五 デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)については、取引の対象物の種類(通貨、金利、株式、債券及び商品等)ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、当該会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

2 前項に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。）等による区分によりデリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）

第五条の八 財務諸表等規則第八条の十四の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（ストック・オプションに関する注記）

第五条の九（略）

2・3（略）

4 前三項に定める事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（持分プリーング法を適用した場合の注記）

第五条の十一 財務諸表等規則第八条の十八及び第八条の十九の規定

2 前項に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引）等による区分によりデリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）

第五条の八 財務諸表等規則第八条の十四の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（ストック・オプションに関する注記）

第五条の九（略）

2・3（略）

4 前三項に定める事項は、当該会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（持分プリーング法を適用した場合の注記）

第五条の十一 財務諸表等規則第八条の十八及び第八条の十九の規定

は、持分プーリング法を適用した場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の十八第一項から第三項まで及び第八条の十九第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と財務諸表等規則第八条の十八第一項第三号中「財務諸表に」とあるのは「中間財務諸表に」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項及び財務諸表等規則第八条の十九第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第一項第二号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(共通支配下の取引等の注記)

第五条の十二 財務諸表等規則第八条の二十及び第八条の二十一の規定は、共通支配下の取引等及び子会社が親会社を吸収した場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の二十第一項及び第二項並びに第八条の二十一第一項及び第三項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、財務諸表等規則第八条の二十第三項及び第八条の二十一第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、財務諸表等規則第八条の二十一第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第二項第一号及び第二号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号口中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、

は、持分プーリング法を適用した場合について準用する。この場合において、同規則第八条の十八第一項から第三項まで及び第八条の十九第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同規則第八条の十八第一項第三号中「財務諸表に」とあるのは「中間財務諸表に」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項及び同規則第八条の十九第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第一項第二号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(共通支配下の取引等の注記)

第五条の十二 財務諸表等規則第八条の二十及び第八条の二十一の規定は、共通支配下の取引等及び子会社が親会社を吸収した場合について準用する。この場合において、同規則第八条の二十第一項及び第二項並びに第八条の二十一第一項及び第三項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同規則第八条の二十第三項及び第八条の二十一第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同規則第八条の二十一第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第二項第一号及び第二号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号口中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期

「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と読み替えるものとする。

(追加情報の注記)

第六条 この規則において特に定める注記のほか、中間財務諸表提出会社の利害関係人が、当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度に関する会社の財政及び経営の状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(各資産の範囲)

第十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは、「中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と読み替えるものとする。

(追加情報の注記)

第六条 この規則において特に定める注記のほか、中間財務諸表の提出会社の利害関係人が、当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度に関する会社の財政及び経営の状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(各資産の範囲)

第十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の三まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、同規則第十五条及び第十六条中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一～三 (略)

四 リース債権(通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等(財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する破産更生債権等をいう。次号において同じ。)で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。)

五 リース投資資産(通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。)

六 有価証券

七・八 (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(各負債の範囲)

第二十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで、第

(流動資産の区分表示)

第十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一～三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

四・五 (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産を更に適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第五号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(各負債の範囲)

第二十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の二まで、第

五十一条から第五十一条の三までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第二十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 一三 (略)
- 四 リース債務
- 五 未払法人税等
- 六 七 (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第六号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

4 第一項第七号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

五十一条及び第五十一条の二の規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、同規則第四十七条中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第二十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 一三 (略)
- (新設)
- (新設)
- 四 五 (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債を更に適当と認められる項目に分類し、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第四号の引当金のうちに、その金額が負債及び資本の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

4 第一項第五号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第二十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一・二 (略)

三 リース債務

四・五 (略)

2 (略)

3 前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第五号の負債について準用する。

(偶発債務の注記)

第三十一条 偶発債務(債務の保証(債務の保証と同様の効果を有するものを含む。)、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。)がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

(一株当たり純資産額の注記)

第三十六条の三 一株当たり純資産額は、注記しなければならない。ただし、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している

(固定負債の区分表示)

第二十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三・四 (略)

2 (略)

3 前条第三項の規定は、第一項第三号の引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第四号の負債について準用する。

(偶発債務の注記)

第三十一条 財務諸表等規則第五十八条の規定は、偶発債務について準用する。

(一株当たり純資産額の注記)

第三十六条の三 一株当たり純資産額は、注記しなければならない。ただし、中間財務諸表の提出会社が中間連結財務諸表を作成してい

場合には、当該注記を省略することができる。

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第五十四条 準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第七十二条 財務諸表等規則第百十三条から第百十八条までの規定は、中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、財務諸表等規則第百十三条第二号中「税引前当期純利益金額又は税引前中期純損失金額」とあるのは「税引前中期純利益金額又は税引前中期純損失金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(外国会社の中間財務書類の作成基準)

第七十四条 (略)

1 3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、特定有価証券(法第五條第一項において規定する特定有価証券をいう。)を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、

る場合には、当該注記を省略することができる。

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第五十四条 第三十七條第一項に規定する準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第七十二条 財務諸表等規則第百十三条から第百十八条までの規定は、中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、同規則第百十三条第二号中「税引前当期純利益金額又は税引前中期純損失金額」とあるのは「税引前中期純利益金額又は税引前中期純損失金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(外国会社の中間財務書類の作成基準)

第七十四条 (略)

1 3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、特定有価証券(法第二十四條第一項において規定する特定有価証券をいう。)を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただ

当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を中間財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

(表示方法)

第七十六条 第三条第三項及び第五条第一項第二号の規定は、外国会社が提出する中間財務書類について準用する。

2 (略)

し、当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を中間財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

(表示方法)

第七十六条 第三条第三項及び第五条(第一号を除く。)の規定は、外国会社が提出する中間財務書類について準用する。

2 (略)

改正案								現行							
様式第一号								様式第一号							
【中間貸借対照表】								【中間貸借対照表】							
区 分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成 年 月 日)		当中間会計期間末 (平成 年 月 日)		前事業年度の要約 貸借対照表 (平成 年 月 日)		区 分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成 年 月 日)		当中間会計期間末 (平成 年 月 日)		前事業年度の要約 貸借対照表 (平成 年 月 日)	
		金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)			金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)
(資産の部)								(資産の部)							
I 流動資産								I 流動資産							
現金及び預金		×××		×××		×××		現金及び預金		×××		×××		×××	
受取手形		×××		×××		×××		受取手形		×××		×××		×××	
売掛金		×××		×××		×××		売掛金		×××		×××		×××	
リース債権		×××		×××		×××		たな卸資産		×××		×××		×××	
リース投資資産		×××		×××		×××		その他		×××		×××		×××	
有価証券		×××		×××		×××		流動資産合計		×××		×××		×××	
たな卸資産		×××		×××		×××		II 固定資産							
その他		×××		×××		×××		有形固定資産		×××		×××		×××	
流動資産合計		×××		×××		×××		無形固定資産		×××		×××		×××	
II 固定資産								投資その他の資産		×××		×××		×××	
有形固定資産		×××		×××		×××		固定資産合計		×××		×××		×××	
無形固定資産		×××		×××		×××		III 繰延資産		×××		×××		×××	
投資その他の資産		×××		×××		×××		資産合計		×××		×××		×××	
固定資産合計		×××		×××		×××		(負債の部)							
III 繰延資産		×××		×××		×××		I 流動負債							
資産合計		×××		×××		×××		支払手形		×××		×××		×××	
(負債の部)								買掛金		×××		×××		×××	
I 流動負債								短期借入金		×××		×××		×××	
支払手形		×××		×××		×××		リース債務		×××		×××		×××	
買掛金		×××		×××		×××		未払法人税等		×××		×××		×××	
短期借入金		×××		×××		×××		引当金		×××		×××		×××	
リース債務		×××		×××		×××		その他		×××		×××		×××	
未払法人税等		×××		×××		×××		流動負債合計		×××		×××		×××	
引当金		×××		×××		×××		II 固定負債							
その他		×××		×××		×××		社債		×××		×××		×××	
流動負債合計		×××		×××		×××		長期借入金		×××		×××		×××	
II 固定負債								引当金		×××		×××		×××	
社債		×××		×××		×××		その他		×××		×××		×××	
長期借入金		×××		×××		×××		固定負債合計		×××		×××		×××	
								負債合計		×××		×××		×××	
								(純資産の部)							

リース債務	×××		×××		×××	
引当金	×××		×××		×××	
その他	×××		×××		×××	
固定負債合計		×××		×××		×××
負債合計		×××		×××		×××
(純資産の部)						
I 株主資本						
1 資本金		×××		×××		×××
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金	×××		×××		×××	
(2) その他資本剰余金	×××		×××		×××	
資本剰余金合計		×××		×××		×××
3 利益剰余金						
(1) 利益準備金	×××		×××		×××	
(2) その他利益剰余金						
××積立金	×××		×××		×××	
……………	×××		×××		×××	
繰越利益剰余金	×××		×××		×××	
利益剰余金合計		×××		×××		×××
4 自己株式		-×××		-×××		-×××
株主資本合計		×××		×××		×××
II 評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		×××		×××		×××
2 繰延ヘッジ損益		×××		×××		×××
3 土地再評価差額金		×××		×××		×××
……………		×××		×××		×××
評価・換算差額等合計		×××		×××		×××
III 新株予約権		×××		×××		×××
純資産合計		×××		×××		×××
負債純資産合計		×××		×××		×××

(記載上の注意)

(略)

I 株主資本						
1 資本金		×××		×××		×××
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金	×××		×××		×××	
(2) その他資本剰余金	×××		×××		×××	
資本剰余金合計		×××		×××		×××
3 利益剰余金						
(1) 利益準備金	×××		×××		×××	
(2) その他利益剰余金						
××積立金	×××		×××		×××	
……………	×××		×××		×××	
繰越利益剰余金	×××		×××		×××	
利益剰余金合計		×××		×××		×××
4 自己株式		-×××		-×××		-×××
株主資本合計		×××		×××		×××
II 評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		×××		×××		×××
2 繰延ヘッジ損益		×××		×××		×××
3 土地再評価差額金		×××		×××		×××
……………		×××		×××		×××
評価・換算差額等合計		×××		×××		×××
III 新株予約権		×××		×××		×××
純資産合計		×××		×××		×××
負債純資産合計		×××		×××		×××

(記載上の注意)

(略)